

30 国際第 1218 号

関税割当公表第 72 号

平成31年度の学校等給食用以外の脱脂粉乳の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号。以下「省令」という。）第6条の規定に基づき、粉状、粒状その他の固形状のミルク及びクリーム（濃縮若しくは乾燥をし又は砂糖その他の甘味料を加えたものに限る。）のうち学校等給食用のもの以外のもの（以下「学校等給食用以外の脱脂粉乳」という。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

なお、平成31年度の本関税割当制度は、関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律の成立及び施行をもって有効となります。

平成31年 3 月 8 日

農 林 水 産 省

記

第 1 割当対象物品、用途別の割当数量及び通関期限

1 割当対象物品

学校等給食用以外の脱脂粉乳（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）別表第1第0402.10号及び第0402.21号及び第0402.29号に規定するもの）

2 割当数量 別途公表

3 通関期限 平成32年 3 月31日

第 2 関税割当申請書受付の担当課

1 配合飼料製造原料用

農林水産省生産局畜産部飼料課

2 沖縄還元乳製造原料用

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

3 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課

第3 関税割当証明書発給の担当課

農林水産省大臣官房国際部国際経済課

ただし、第5の2に係る証明書の交付については、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課が行う。

第4 関税割当申請書の提出期間及び提出時間

1 提出期間

次に掲げる期間とする。

ただし、(2)から(6)までに掲げる期間については、それ以前の期間に行われた申請に対する割当てに残量が生じた場合及び返納された関税割当証明書に残存数量がある場合にのみ関税割当申請書を提出することができる。

(1) 平成31年4月1日(月)から同年4月9日(火)まで

(2) 平成31年6月3日(月)から同年6月5日(水)まで

(3) 平成31年8月1日(木)から同年8月5日(月)まで

(4) 平成31年10月1日(火)から同年10月3日(木)まで

(5) 平成31年12月2日(月)から同年12月4日(水)まで

(6) 平成32年2月3日(月)から同年2月5日(水)まで

2 提出時間 午前10時から正午まで及び午後2時から午後4時まで

第5 関税割当申請者の資格

1 配合飼料製造原料用

次のいずれかに該当し、農林水産省生産局長(以下「生産局長」という。)が適当と認める者

(1) 配合飼料製造工場において、脱脂粉乳を使用して、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号。以下「令」という。)第45条第3項に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者

(2) 配合飼料製造工場において、脱脂粉乳を使用して、令第45条第3項に

規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者を構成員とする者

(3) 次の要件を満たす配合飼料製造工場において脱脂粉乳を使用して令第45条第3項に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料の生産を行う者に対して、脱脂粉乳を供給する者

ア その者が指定した令第45条第3項に規定する財務省令で定める規格を備える配合飼料を生産すること

イ アの配合飼料の生産に必要な原料の供給をその者から受けること

ウ その者から供給を受けた脱脂粉乳を使用して生産した配合飼料の全量をその者又はその者の構成員に供給すること

2 沖縄還元乳製造原料用

沖縄県の区域内にある製造工場において、平成30年度における還元乳の製造実績を有する者であって、当該区域内の消費に向ける還元乳を製造する者

3 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

沖縄県の区域に住所を有する乳児（母子保健法（昭和40年法律第141号）第6条第2項に規定する乳児をいう。）その他農林水産大臣が指定する者（畜産経営の安定に関する法律施行令第11条の規定に基づく農林水産大臣が指定する者（平成13年3月26日付け農林水産省告示第453号）に規定する者をいう。）の飲用に供するため当該区域内で消費者が購入する調製粉乳（別記様式1による表示を付したものに限る。）を製造する者

第6 関税割当申請書に添付すべき書類

1 配合飼料製造原料用

申請に当たっては、次の書類を添付すること。

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であって、申請時点において(1)及び(5)の書類の内容に変更のないものは、(1)及び(5)の書類の添付を必要としない。

(1) 申請者が、団体の場合は登記事項証明書（登記のなされていない団体

にあつては団体規約、代表者の住民票、構成員名簿)、個人の場合は個人事業の開業・廃業等届出書の写し(税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの)又は住民票

- (2) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間における脱脂粉乳の使用(販売)先別使用実績数量及び在庫数量を記載した書類(別記様式2)
- (3) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの期間における脱脂粉乳の使用(販売)先別使用計画数量等を記載した書類(別記様式3)
- (4) 脱脂粉乳を使用して製造する配合飼料の配合割合を記載した書類(別記様式4)
- (5) 下記の書類及び資料
 - ア 配合飼料製造工場名及びその所在地を記載した書類
 - イ 工場配置図
 - ウ 製造機械配置図
 - エ 工場工程見取図
 - オ 主要機械の機能別表

ただし、アの配合飼料製造工場が関税定率法(明治43年法律第54号)第13条第1項の規定により税関長の承認を受けた製造工場である場合は、税関の交付する「製造工場承認書」の写しを添付すれば、イからオまでの書類の添付は要しない。

- (6) この関税割当てにより割当てを受けた脱脂粉乳を当該割当てを受けた用途にのみ使用(又は販売)し、その他の用途には使用(又は販売)しない旨の誓約書

2 沖縄還元乳製造原料用

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の輸入実績及び還元乳製造実績数量等一覧表(別記様式5)
- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の輸入計画数量及び還元乳製造計画数量等一覧表(別記様式6)

(3) 下記の書類及び資料

- ア 還元乳製造工場名及びその所在地を記載した書類
- イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）
- ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）
- エ 工場工程見取図
- オ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複写されない措置を講じたもの））

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であつて、申請時点においてアからオまでの書類の内容に変更のないものは、アからオまでの書類の添付を必要としない。

- (4) この関税割当てにより割当てを受けた脱脂粉乳を沖縄県内において消費する還元乳の製造にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

3 沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用

- (1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の輸入実績及び沖縄乳児等用調製粉乳製造実績数量等一覧表（別記様式7）
- (2) 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間の輸入計画及び沖縄乳児等用調製粉乳製造計画数量等一覧表（別記様式8）
- (3) 下記の書類及び資料

- ア 沖縄乳児等用調製粉乳製造工場名及びその所在地を記載した書類
- イ 工場配置図（縮尺：工場の配置が確認できる大きさのもの）
- ウ 製造機械配置略図（縮尺：製造機械の配置が確認できる大きさのもの）
- エ 工場工程見取図
- オ 法人の登記事項証明書（個人事業者にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印があるもので、個人番号部分が複

写されない措置を講じたもの))

ただし、平成30年度における割当実績を有する者であって、申請時点においてアからオまでの書類の内容に変更のないものは、アからオまでの書類の添付を必要としない。

(4) この関税割当てにより割当てを受けた脱脂粉乳を沖縄乳児等用調製粉乳の製造にのみ使用し、その他の用途には使用しない旨の誓約書

第7 本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合における特例

本公表に基づく1回目の関税割当申請によって割当てを受けた者が2回目以降の申請を行う場合は、関税割当申請書に添付する書類として、第6に定める書類のほか、2回目以降の関税割当申請を行う必要が生じた理由を示す書類を提出するものとする。

ただし、第6に定める書類（1の(6)、2の(4)及び3の(4)を除く。）のうち、その記載内容が1回目の関税割当申請のときと変更のないものについては、その提出を要しない。

第8 割当基準

申請者に対する割当数量は、関税割当数量の範囲内において、配合飼料用にあつては、第6の1の(2)の使用実績数量、同(3)の使用計画数量等を勘案し、沖縄還元乳製造原料用及び沖縄乳児等用調製粉乳製造原料用にあつては、平成30年度の製造実績数量、使用実績数量及び在庫数量、平成31年度の使用計画数量等を勘案して定めるものとする。

第9 関税割当証明書の発給の停止

関税割当証明書の発給は、次のいずれかに該当することについて、農林水産省がその事実を確認した日の翌日から本公表第1の3に定める通関期限まで及びそれに続く次の1年間は停止するものとし、当該期間内の割当てに係る関税割当申請は受け付けない。

- 1 申請者が関税割当てに関して法令違反が確定したとき。
- 2 申請者が本公表第5、第10及び第11に違反したとき。

- 3 申請者が関税割当てのために作成した書類（省令又は本公表に定める申請書、関税割当申請書に添付すべき書類若しくは報告その他の関税割当てに関する書類）について、虚偽の申告又は報告をしたとき。

第10 報告

- 1 割当てを受けた者は、第2四半期、第3四半期及び第4四半期の終了後、1ヶ月以内（第4四半期にあつては、平成32年4月10日まで）に割当てを受けた物品の輸入・使用状況報告書（別記様式9）及び輸入申告書（税関の輸入許可通知書を含む。）の写しを生産局長に1部提出するものとする。

なお、第2四半期及び第3四半期の報告においては、報告前月までの輸入・使用状況と併せて、以後の輸入・使用予定数量を報告すること。当該予定数量は備考欄に(予定)と記入すること。
- 2 割当てを受けた者は、関税割当てに関して法令に違反した場合には、農林水産大臣に速やかに報告するものとする。

第11 その他

- 1 関税割当申請書の提出部数は2通（省令第1条）とし、その他の添付書類の提出部数は1通とする。

また、関税割当証明書の有効期間の延長を希望する場合の証明書有効期間延長申請書及び割当数量の分割を希望する場合の証明書分割申請書の提出部数は2通（省令第3条及び第4条）とする。

ただし、第5の2に基づく関税割当申請書の提出部数は3通とする。
- 2 関税割当申請書等の記載方法等については、関税割当申請書等の記載要領について（平成15年6月30日付け15総合第1316号（平成25年3月11日付け24国際第1072号により一部改正））による。
- 3 関税割当証明書の有効期間の延長は、自然災害等関税割当てを受けた者の責によらない理由により貨物の到着が遅延した場合に行うものとする。

（省令第3条第2項）
- 4 割当てを受けた物品の輸入を希望しなくなったとき又は関税割当証明書の期間満了日を経過したときは、当該証明書を速やかに返納しなければな

らない（省令第5条）。返納に当たっては、割当てを受けた者又は返納の委任を受けた者が第2に掲げる担当課に直接持ち込み又は郵便書留等の追跡可能な送付方法によるものとする。

なお、関税割当証明書を返納する際、割当てを受けた物品について輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の申告添付登録（MSX）を利用した者は、関税割当証明書システム管理終了結果情報の原本又はその写しを添付するものとする。

- 5 生産局長は、第5の1の割当てに関し、必要と認めた場合は、その輸入・使用（販売）等の状況について、報告を求めることがある。
- 6 内閣府沖縄総合事務局長は、第5の2に係る申請者ごとの申請数量等についての意見を生産局長に提出することができる。
- 7 生産局長は、第5の3の割当てに関し、必要と認めた場合は、沖縄県知事の意見を聴取することがある。
- 8 生産局長は、必要と認めた場合は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく指定検査機関の発行する割当てを受けて輸入した物品の成分分析表の提出を求めることがある。
- 9 関税割当証明書の発給を受けて「脱脂粉乳」を輸入しようとする者は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第18条第2項の規定に基づき、所定の手続きを行わなければならない。
- 10 関税割当てに当たり必要な書類の提出を別途求めることがある。

第12 関税割当てを受けた者の氏名等の公表

農林水産省は、本公表に基づき関税割当てを受けた者の氏名（名称）及び住所を、農林水産省のホームページ、経済産業公報及び通商弘報において公表する。